



「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」 に関する **BSA | The Software Alliance** からの意見

2024 年 7 月 29 日

BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス、以下、**BSA**)¹ は「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」(以下、**中間整理**)に関し、個人情報保護委員会(以下、**貴委員会**)に意見を提出する機会²が得られたことを感謝します。

BSA は政府やグローバル市場において、世界のソフトウェア産業を代表する主唱者です。**BSA** の会員は、他の企業を支援する **B2B (business-to-business)** テクノロジー製品やサービスを開発するエンタープライズソフトウェア企業です。**BSA** の会員は、クラウド・ストレージやデータ処理サービス、**CRM (顧客関係管理)** ソフトウェア、人事管理プログラム、**ID 管理サービス**、サイバーセキュリティ・サービス、コラボレーション・システム等を提供し、**AI** に対応した製品やサービスを提供する最先端企業です。企業は、個人情報を含む最も機密性の高い情報の一部を **BSA** 会員企業を信用し、託しています。**BSA** の会員は、その信頼に応えるために懸命に努め、その結果、プライバシーとセキュリティの保護は、**BSA** 会員企業の業務における基本となっています。

BSA は、貴委員会が個人情報保護法(以下、**法**)の改正に関する議論の結果をとりまとめた中間整理を公表し、**3 年ごと見直し**に係る検討にステークホルダーが関与する機会を与えてくれたことに感謝します。我々は法の在り方を改善するために、以下の点に関して意見を提出します。(1) 漏えい等報告の在り方 (2) データ利活用に向けた取組

¹ **BSA** のメンバーには以下の企業が含まれます: Adobe, Alteryx, Altium, Amazon Web Services, Asana, Atlassian, Autodesk, Bentley Systems, Box, Cisco, Cloudflare, CNC/Mastercam, Cohere, Dassault, Databricks, DocuSign, Dropbox, Elastic, ESTECO SpA, EY, Graphisoft, Hubspot, IBM, Informatica, Kyndryl, MathWorks, Microsoft, Nikon, Notion, Okta, OpenAI, Oracle, PagerDuty, Palo Alto Networks, Prokon, Rockwell, Rubrik, Salesforce, SAP, ServiceNow, Shopify Inc., Siemens Industry Software Inc., Splunk, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, TriNet, Twilio, Workday, Zendesk, Zoom Video Communications, Inc.

² <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000111&Mode=0>

に対する支援等の在り方（3）「不適正な利用」・「適正な取得」の明確化（4）法執行の在り方

漏えい等報告の在り方

BSAは、漏えい等報告の範囲と内容を簡素化するという中間整理における検討を支持します。

これらの義務を合理化することで、企業、規制当局、個人が、最大のリスクをもたらす事案に焦点をあてることが可能となります。報告義務範囲をリスクベースのアプローチに基づいた、合理的な範囲に絞る重要性が中間整理において認識されていることを我々は歓迎します。我々は特に、以下を支持します：

- **漏えいした個人データに係る本人の数が少数である場合の報告要件の見直し**
漏えいした個人データに係る本人の数が少数であり、かつ、本人通知が的確になされている限りにおいては、貴委員会への速報提出を求めることが適当ではないとする中間整理の考えに同意します。むしろ、そのような状況では、このような漏えいに関し、企業が一定期間ごとに情報をまとめて報告提出するのが望ましいかもしれません。一方、中間整理においては、このようなプロセスの合理化は、体制・手順について認定個人情報保護団体等の第三者の確認を受けることが前提であるとしています。報告義務の簡素化の恩恵を受けるためには、企業にそのような制度の参加を義務付けるのではなく、本人への影響が最小限の事案に対する貴委員会への報告義務を合理化するために、簡素化されたアプローチをより広範に採用することを推奨します。
- **「おそれ」要件の見直し**
本人への実際の危害リスクが評価されていない状況においては、本要件が漏えい等に関する過剰報告につながりかねない、という考えに我々は同意します。個人の権利利益を害する可能性等を十分に勘案した上で報告または通知を義務付けるという中間整理の考え方を我々は支持します。

データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

中間整理では、デジタル化やテクノロジーの進展に伴い、有益なビジネスやサービスが広範に出現していることを認識しています。日本社会が享受できる便益を拡大させ、個人の権利と利益を保護しつつ、生産性と経済成長を向上させるために、新たなツールやサービスを効果的に活用することが重要であるとする中間整理の考え方に賛同します。

これらの有益な目的のために、同意以外の法的根拠によるデータ処理を特定しようとする中間整理の取組みを我々は支持します。公益性のある活動や研究を根拠として個人データの処理を認めるべきであるという考えに我々は同意します。一方、公益や研究活動に該当せずとも、個人データを有益に活用する状況もあるため、貴委員会がデータ利活用の取組をより広範に支援することを奨励します。

データ利活用を支援するもう一つの在り方は、企業が正当な利益（**legitimate interest**）に基づいて、データ処理することがあると認識することです。正当な利益の枠組みを法に採り入れることで、より柔軟で適応性のある枠組みを構築することができます。これにより、企業は個人の権利を保護しながら、個人、企業、社会に恩恵をもたらす多様なサービスを支援、提供、改善する上で必要となるデータを収集することが可能となります。例えば、このような枠組みを、データ保護影響評価の実施要件と組み合わせることもできます。このような評価を通して、データの特定利用がもたらす影響と、それに関連したプライバシー保護措置の確実な実施の評価を企業に対して求めることが可能となります。

これらの目標に向けて、透明性のある形でステークホルダーと議論する場を設けるという中間整理の考え方を我々は支持します。このような場を通して、公益や研究を根拠とするデータ処理という従来の概念からは外れるものの、社会的利益を生み出す可能性がある有益な事業活動についての理解を深めることが可能となります。また、こうした状況下での適切なプライバシー保護の措置について情報交換することも可能となります。

「不適正な利用」・「適正な取得」の明確化

法第 19 条と法第 20 条において禁止されている行為の範囲を明確化することが、事業者による予測可能性を高めるとする、中間整理の考え方に我々は同意します。法第 19 条は「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用」することを禁止し、

法第 20 条は「偽りその他不正の手段により個人情報を取得」することを禁止しています。

中間整理でも指摘されているように、これらの義務の明確化は、企業にとっての確実性、個人にとっての保護の明確性を高めることができるため、具体的な例を示すことが有用です。今後、貴委員会において、さらなる詳細を検討する上では、特定の利活用が個人の権利と利益に与えるリスクの度合いに焦点を当てることを我々は推奨します。また、個人のプライバシーに高いリスクをもたらす利活用に対しては、PIA（**Privacy Impact Assessment**）を採用するなど、法の目標に沿った関連する措置を通して、企業がそのようなリスクを明確に特定し、その軽減に努めることを我々は支持します。

法執行の在り方

個人のプライバシー権が十分に保護され、企業の義務違反が抑止されることを確実にするためには、効果的な救済措置が重要となります。しかし、我々は、中間整理で示されている、いくつかの考え方が、法において防止しようとする損害に見合った救済をもたらす執行制度とならないのではないかと懸念しています。特に以下の二つの点に関し、懸念があります。

- **第三者に対する行政措置**

中間整理では、法に違反した事業者だけでなく、そのような個人情報の取扱いに関与した第三者が法に違反していなくても、その第三者に対して行政措置を実施する可能性が示唆されています。この考え方に我々は懸念を抱いています。貴委員会による勧告・命令などの行政措置は、第三者が違反行為を行っていないにもかかわらず、違反行為を行ったと認識される可能性があるからです。第三者が違法行為を行った場合にのみ、行政措置を認めることを我々は奨めます。

- **刑事罰の在り方**

金銭的罰則に加え、法では、特定の状況における刑事罰も規定しています。我々はこの在り方に大きな懸念を抱いています。刑事罰は、プライバシー法やデータ保護法において有用な効果をもたらさず、国際的なベストプラクティスからも外れています。プライバシー法における実質的な要件を、金銭的な救済、また、行政や民事司法のプロセスを通じて利用可能な救済と組み合わせることで、個人のプライバシーの利益を保護し、起こりうる違反を抑止することは十分に可能です。これとは対照的に、刑事責任のリスクは、有益で無害なデータ利活用の実務を委縮させる可能性があります。我々は、法違反に対してこれ以上の刑事罰を検討しないことを強く推奨します。

結論

我々は中間整理に対して意見を提出する機会が得られたことを感謝します。法改正についての議論を継続するあたり、本提言が有益なものとなることを願っています。本見直しの過程において、貴委員会がステークホルダーへの説明、また、その関与の機会を設けてくれたことを歓迎します。

特に、中間整理において、ステークホルダーと透明性のある形で議論する場を設けることが検討されていることを我々は高く評価しています。そのような場に寄与する機会と、このよ

うな重大な課題について継続的に議論していけることを期待しています。本意見書に関して、ご質問や、より詳細な議論をご希望であれば、ぜひお知らせください。